

現役公務員・公務員OBの皆さまへ

公務員のご家庭は 相続税の対象か ご確認ください。



※貯蓄や退職金などの合計が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。



見落としがちな
名義預金

誤解されやすい
退職金

整理が必要な
共済年金

把握すべき
不動産評価



当たり前前に暮らしてきた自宅や貯金を、
家族の未来へとつなぐための大切な相続。

仕事や生活に向き合い、自宅や貯金など将来への備えを積み重ねてきた。それは、ご家族を想う気持ちの証であり、その証を未来へとつなぐのが相続です。相続で大切なのは、ご家族のことを考え、ご自身の状況を知り、記録を整えておくこと。少し早めに始めるだけで、10年後、20年後のご家族の負担や安心感は大きく変わります。難しく考える必要はありません。将来のご家族のために、まずは知ることから始めてみませんか。

大切なご家族の将来を考えたい方は、中面をご覧ください。



相続は、誰にでも訪れる出来事です。
まずは、自分の状況を知ることが大切です。

相続専門税理士 佐藤 智春

相続専門税理士として20年以上にわたり、相続税申告を中心とした業務に携わる専門家。税理士の日(2月23日)生まれ。学校卒業後、当時、宮城県で最年少の税理士登録を果たす。個人の相続税申告件数としては異例の年間180件以上を手がけ、過去17年間の税務調査率は0.003%。相続後も、お客様が安心して暮らしを続けられるように、過去の資金の流れや背景などを丁寧に確認し、将来を見据えた提案を行っている。

あまり知られていない、公務員相続の問題点

なぜ、定年退職した公務員の多くに相続税がかかるのか？

かつて相続税は、「一部の富裕層にかかる税金」というイメージがありました。しかし、2015年の相続税法改正により基礎控除額が引き下げられ、相続税の申告が必要となるケースが増えています。特に、定年まで勤め上げた公務員世帯は、長年の安定した収入のもとで計画的に資産を築いてこられた方が多い傾向にあります。**退職金や預貯金、持ち家などの資産が積み重なった結果、知らないうちに課税水準に達していることも少なくありません。**これは特別なことではなく、まじめに働き、堅実に暮らしてきたからこそその結果ともいえます。**大切なのは、まだ見ぬ将来に不安を抱くことではなく、公務員相続のポイントを正しく知ることです。**制度の特徴や注意点を理解しておくだけで、ご家族の将来の選択枝は大きく変わってきます。早めの確認が、安心への第一歩となります。



公務員相続のポイント①

基礎控除の低さを理解しよう。

基礎控除額とは、相続税がかからない非課税枠のことです。遺産総額がこの金額を1円でも超えると、相続税が課税されます。**基礎控除額は「3,000万円+600万円×法定相続人の数」で計算され、相続人が配偶者と子ども2人のご家庭では4,800万円となります。退職金や預貯金、自宅を合わせると、特別な資産家でなくても5,000万円を超えることは珍しくありません。**さらに、不動産は時価ではなく相続税評価額で計算されるため、実際の価値との差に注意が必要です。評価方法や計算の仕組みを理解しておくことが大切です。生命保険金や死亡退職金も条件によっては課税対象となるため、総額の把握が欠かせません。公務員世帯にとっても、この基礎控除額の水準は重要なポイントです。

基礎控除額の計算方法

3,000万円



600万円 × 法定相続人数

遺産総額が上記を超えると、
相続税が発生します。

相続人3人の場合
基礎控除額4,800万円

※その他、特例など様々な制度があります。

公務員相続のポイント②

退職金の財産割合を把握しよう。

贅沢をせず、慎ましく暮らしてきたから、自分には相続は関係ないと思える方が多くいます。しかし、定年退職を迎え、退職金や自宅の評価額が明らかになることで、思いがけず相続税の対象となるケースもあります。**退職金は、公務員世帯の相続において大きな割合を占める資産のひとつです。**定年退職時の退職金は2,000万円を超えることもあり、これだけで基礎控除額の半分近くを占める場合があります。さらに、これまでの貯蓄や生命保険を合わせると、現金資産だけで3,000万円を超えることも珍しくありません。加えて、持ち家の評価額や共済制度の給付なども考慮すると、総額はさらに膨らむ可能性があります。**大切なのは、退職金を含めた資産全体を把握し、早めに整理しておくことです。**



公務員相続のポイント③

自宅が相続に与える影響を考えよう。

都市部や地方中核都市で一戸建てを所有している場合、土地と建物の評価額が2,000万円～4,000万円を超えることも珍しくありません。**ここに退職金や預貯金に加わると、資産総額は基礎控除額を上回ります。**例えば、退職金と預貯金が3,500万円、自宅の評価額が2,500万円の場合、合計6,000万円となり、相続人が3人でも1,200万円が課税対象となります。**ごく一般的な持ち家であっても、相続税に影響する可能性があることを意識しておきましょう。**早めの確認が将来の安心につながります。

国土交通省「令和7年地価公示」

仙台市の住宅地の平均地価
約**43**万円/坪

50坪の土地を所有している場合
 $43\text{万円} \times 50\text{坪} = \text{約} \mathbf{2,150}$ 万円

その他5つのポイント

共済貯金の盲点

銀行で照会できず、申告漏れリスクが高い。

未支給年金の誤解

相続税対象ではなく、一時所得になる。

年金受給権の評価

一部課税対象になるケースがある。

仙台の地価上昇

一部地域は、土地で基礎控除を超える。

ガラス張りの資産

税務署に給与・退職金が把握されている。



詳しいお話は、みらいえ相続税理士法人
仙台タワービル事務所へご相談ください。

相続に役立つガイドブックを無料進呈中

相続専門アドバイザーが、お客様の状況をお伺いし、資産整理や生前対策などをサポートいたします。また、ご来店のお客様には、もれなく相続に役立つガイドブックを無料で進呈いたします。



相続専門として累計相談12,000件以上

みらいえ相続グループの特徴

みらいえ相続グループは、相続に特化した専門家集団です。相続専門の税理士・行政書士・不動産会社・NPO法人が連携し、相続税申告や資産整理、生前対策、遺言書の作成、不動産の登記・売却など、相続に関するご相談を総合的にサポートしています。

相続専門チーム

豊富な相談実績

窓口ひとつで対応

地域密着で安心

過去3年間の相続税
一人あたり申告数
585件
※自社実績(2023年~2025年)

過去17年間
税務調査率
0.003%
※自社実績(2009年~2025年)

Google
口コミ評価
4.8点
※Google掲載(2025年12月時点)



生前対策や遺言書作成などの相談窓口

みらいえ相続 仙台三越サロン

みらいえ相続 仙台三越サロンは、定禅寺通り館1階にある相続専門の相談窓口です。百貨店ならではの落ち着いた空間で、相続専門アドバイザーが、お客様の想いや考えに寄り添いながら丁寧に対応しています。初めてでも安心してご相談いただけます。

相続専門アドバイザー在籍

仙台三越サロン常設

年間相談数は約1,000件

相続不動産の相談可

予約優先 | ご来店の際はご予約ください。

<https://miraie-souzoku.jp/salon/>



 みらいえ相続
税理士法人

詳しくは
こちらへ



| 仙台本社 | 宮城県仙台市青葉区一番町4丁目6-1 仙台第一生命タワービルディング16階
| 東京本社 | 東京都国分寺市本町2丁目5-5 JPハウス2階

初回ご相談無料。全国オンライン面談対応。

 **0120-957-339**

全国共通フリーダイヤル受付10:00~19:00

URL <https://miraie-souzoku.jp/zeirishi/>

